

令和2年5月8日

保護者 様

郡山市立郡山第二中学校長 原 真 児

一斉臨時休業期間中の段階的な教育活動の実施について

このことにつきまして、市当局より、市内一斉に分散登校を実施するよう要請があり、具体的な方策が示されました。それをもとに、本校では以下の対応を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 目 的

一斉臨時休業の期間が延長されたことに伴い、その際の児童生徒の学習保障や心身の健康の保持の観点から、臨時休業期間中、分散登校によって継続的に学習・生活支援を行い、学校再開に備えるため。

2 期 間

令和2年5月14日（木）から学校再開まで

3 実施方法

（1） 分散登校の方法

- ① 学校での活動が少ない集団での活動となるよう、各学級を「A」「B」の二つのグループに分けます。（基準：1教室当たり16～18名以内）
 - ・ グループ分けについては、別途緊急連絡用メールにて通知します。
 - ・ 7, 8組は分けません。
- ② 5月中は以下の割り振りで登校します。
 - ・ 「A」「7, 8組」⇒14日、18日、21日、25日、28日
 - ・ 「B」 ⇒15日、19日、22日、26日、29日

（基準：1人あたり週2回の登校）
- ③ 午前中の授業とします。弁当を持参し、会食後に下校となります。（部活なし）
 - ・ 登校時刻 8：10まで 下校時刻 12：50
 - ・ 制服、カバンで登校し、時間割に係るものを持参します。
 - ・ 都合により登校できない場合には、朝のうちに学校までご連絡願います。
（欠席にはなりません、登校中の事故等が心配されるため、確認が必要です）
（早退や、昼食をとらないで下校する場合などもご連絡いただければ幸いです）
- ④ 自分の教室に入り、時間割に沿った授業を受けます。
 - ・ 時間割は別途緊急連絡用メールにて通知します。
 - ・ 3密を避けた授業の工夫を行います。

(2) 出欠の取扱い

- ① 臨時休業中であるため、授業日には含まれず、出欠には関係ありません。
- ② 臨時休業中に一斉に行われた授業内容は、学校再開後の授業で取り扱わなくてもよいとの通知が国から出されていることから、本校の分散登校日においては通常授業を進めることとします。ただし、事情により登校できない生徒には、学校再開後に補充学習を行うなどの対応を取りたいと考えています。

4 その他

- (1) 年間授業計画が変更になることから、学力テストや各学期の評価（通知票による途中経過のお知らせ）の時期の変更を検討しています。年間の評価や進路等に影響が出ないよう進めますのでご理解をお願いします。
- (2) 休業期間中に体調不良や発熱等の症状が見られた場合には、速やかな医療機関の受診をお勧めいたします。なお、新型コロナウイルス感染が判明した場合（濃厚接触等も含む）には、保健所等の指示に従うとともに、学校へもご一報くださいますようお願いいたします。

(932-5314、5315)